

「(仮称)戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度(案)の考え方」

意見募集期間

令和4年7月1日 から 令和4年8月1日 まで

概要

パートナーシップ届出制度は、お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した性的マイノリティ（※1）の二人に対して、市から届出受理証明書等を交付する制度です。また、ファミリーシップ届出制度はパートナーシップの届出をする方に子どもや親等がいる場合、家族の関係にあることを届出する制度です。

本市においては、性的指向又は性自認に係る性的少数者の自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、令和4年10月11日からの本制度の施行を目途に取り組んでおります。

※1 性的マイノリティ（LGBTQ）・・・レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（からだの性とこころの性が一致しないため違和感を持つ人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が決められない、分からない、決めないなどの人）の総称

市民生活への影響

受理証明書等の交付により、法的効果は生じませんが、性的指向（※2）や性自認（※3）に係る性的少数者の困難や生きづらきの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになることが期待できます。

※2 性的指向・・・人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念

※3 性自認・・・自分の性をどのように認識しているのか等を示す概念

